

そよかぜ 通信

発行責任者
北本市議会議員 金森すみ子



〈2023年10月 No. 18〉

連絡先 金森すみ子とあゆむ会
北本市東間 8-230-172
電話・Fax 048-542-8794
e-mail yts1171124914@gmail.com

今年の秋は急にやって来て、温度変化に身体が中々ついていけません。どうぞご自愛ください。さて、議会では、例年9月定例会終了後に“行政視察”を行っています。先進的な取り組みや、市の課題解決に繋がりそうな取り組みのある自治体に出向き、学ばせていただいている。他の自治体に伺うと、雰囲気も様々で、財政力の違いに我が市の厳しさを感じたり、首長政策の浸透具合も垣間見られたりと、違う視点での学びもあります。今後の私の活動に生かしてまいります。

令和5年第3回北本市議会定例会 が開催されました（8/25～9/26）



- ▶ 市長からの提出議案 → 決算7件、条例改正2件、補正予算6件、人事案1件、など合計23件
- ▶ 議員からの提出議案 → 請願4件、意見書2件

令和5年度一般会計予算は 総額251億8,728万円に（8億8,789万円を追加）

▶ 市内で初めて働く保育士の方に
20万円の奨励金を交付

保育所保育園の待機児童は現在30名を越えています。その解消の為に、保育士の雇用促進を図ります。2年間の市内勤務が条件となります。



（保育士10名分で200万円）

▶ 物価の高騰への支援（4,531万円）

- ・市外に通学する小・中学生給食費補助(895万円)
- ・福祉施設へ応援給付(1,712万円)
- ・児童施設へ応援給付(150万円)
- ・医療機関への支援給付(1,350万円)
- ・路線バス・タクシー、ごみ・し尿収集等
へ支援給付(424万円)

▶ 民設の学童保育室の利用料について 補助額を増やします（71万円）

民設学童保育室は、昨年4月より、西小と南小の地域に開設されました。公設学童保育室の混雑緩和を目的に、公設と同程度の負担で利用できるように補助がありますが、利用者は少ない状況です（定員が2ヶ所で75名のところ利用者13名）。公設学童保育室の混雑は解消できずにいる為、利用補助額を増やして、民設学童保育室の利用促進を図ります。利用料は、保護者の所得状況で変わりますが、0～8,000円/月→0～2,000円/月となります。（令和5年11月～令和6年3月）

公設学童は、ほぼ学校敷地内に設置されていて 校庭で遊べるという好条件です。民設学童は、学校から離れた場所にあり外遊びも制限されますので、利用者ニーズとずれがあります。今回の市の対処で、利用者が増えるのか疑問を持ちます。現在の混雑解消へ迅速に対応するためには、学校施設の利用拡大など別の方法をいち早く進める必要があります。



令和4年度決算

慎重な審議の結果、認定されました



≪決算の一覧≫

	歳入（前年度比）	歳出（前年度比）
① 一般会計	254億3,936万円 (-0.6%)	239億4,025万円 (-0.6%)
② 後期高齢者医療特別会計	10億6,279万円 (+10.8%)	10億3,373万円 (+10.6%)
③ 久保特定土地区画整理事業特別会計	4億3,628万円 (+17.0%)	4億1,029万円 (+12.9%)
④ 国民健康保険特別会計	67億6,496万円 (+1.0%)	65億7,179万円 (+2.1%)
⑤ 介護保険特別会計	54億430万円 (+5.0%)	50億8,493万円 (+2.3%)
⑥ 埼玉県央広域公平委員会特別会計	66万円	18万円

≪北本市の財政の健全性は？≫ 基準値を下回っており、堅実な運営と判断できます。

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度	平成30年度
実質公債費比率 (基準値 25.0%) 市の平均的年間収入に対する借金返済額の割合	7.9%	7.3%	7.4%	7.3%	7.3%
将来負担比率 (基準値 350.0%) 市の平均的年間収入に対する将来支払う負担額の割合	算定されず	4.8%	18.9%	27.1%	34.3%

前年度と比べ、新たな市債（借金）を控えました。国からの地方交付税（市財源の補てん分）は、大きく伸びた前年度と同程度でしたので、基金（貯金）の積み増しができました。その結果、借金を上回る貯金があるとして、将来負担比率は算定されませんでした。



① 一般会計

…一般的に必要な行政サービスに伴う会計です。



<歳入> …会計年度における市の収入のことです。

▶ 市税は、89億6,506万円（前年度比+1.2%）

歳入の根幹をなすもので、歳入全体の35%を占めます。中でも多いのは下記の2つです。

- ・個人市民税 38.1億円（前年度比+1.2%）→ 給与所得や株式譲渡所得が増加しました。
- ・固定資産税 37.4億円（前年度比+2.2%）→ 市内で大型倉庫などの新築物が増えました。

▶ 令和4年度ふるさと納税は、11億1,018万円、3年連続の埼玉県内1位です

	令和4年度	令和3年度	増減
北本市への ふるさと納税額と件数	11億1,018万円 7,295件	9億745万円 6,128件	+22.3% +19.0%
ふるさと納税に係る経費 (返礼品、宣伝、返礼品拡充など)	4億7,408万円	3億6,943万円	+28.3%
住民の他自治体への納税での 市税収入の減少額（個人住民税控除）	1億5,275万円	1億2,089万円	+26.4%
市の実際の収益	4億8,335万円	4億1,713万円	+15.9%

返礼品は、「高級紳士服店“英國屋”の仕立券」、「グリコ菓子詰合せ」、「クッキー専門店“クル”的詰合せ」が前年度同様に入気です。新たな返礼品として、革製品、トマト野菜詰め合わせ、いちご狩り、などが追加されました。



大事なのは使い方です … 収益は「ふるさと応援基金」に積み立てられます。この基金から、令和4年度は3億 5,103万円が使われました(下記※)。ふるさと納税は安定した財源ではなく、収益を当てにするような使い方はふさわしくありません。経常経費的な使い方(子ども医療費など)に注視していきます。また、市民が恩恵を感じられる使い方、市民への「何に使われているのか」の報告、も大切です。求めていきます。



(※) ~ ふるさと応援基金を充当した主なもの ~

<子育て> 子ども医療費 1億 2,500 万円、子育て支援 500 万円、新中央保育所整備 3,000 万円、
 <健康> 予防接種 1億円、体育センターバスケットゴール一式180万円、
 <安心安全> 防災訓練 240 万円、<みんなで参加するまち> コミュニティ振興 150 万円、
 <活力あるまち> 商工会・観光協会補助 1,400 万円、文化財関連100万円、
 <健全で開かれたまち> 広報紙発行 707 万円、
 <定住移住促進> 空き家・空き店舗対策 250 万円、森林セラピー250 万円、
 シティプロモーション推進 1,523 万円、農業ふれあいセンター維持管理600万円、
 <その他> 新ごみ処理施設整備基金積立 5,000 万円、

<歳出> …会計年度における市の支出のことです。主なものを見てみますと…

	支出額 (前年度比)	構成比率
民生費 (高齢者・障がい者・児童・子育てへの ↑ 福祉、生活保護費用など)	103 億 9,509 万円 (+0.4%)	43.5 % <※ 障がい者福祉サービス利用の増加、子育て世帯給付金、新保育所建設費 >
総務費 (情報システム・税金徴収などへの ↓ 経費、人件費、委託料など)	41 億 1,625 万円 (- 6.0%)	17.2 % <※ 令和 3 年度は国からの公債費用臨時交付金が有り、減債基金へ6億 5 千万円を積立てた >
公債費 (借金返済)	23 億 4,415 万円 (- 0.1%)	9.8 %
衛生費 (し尿・ごみ処理、健診委託など) ↑	20 億 3,167 万円 (+4.4 %)	8.5% <※ 新ごみ処理施設建設整備基金への積立てを 1億円に増やした >
教育費 (小中学校、生涯教育など) ↓	18 億 5,485 万円 (- 13.0%)	7.7 % <※ 令和 3 年度は 西小給食室の建て替えがあった >
土木費 (道路・橋・河川の維持、公園整備など) ↑	17 億 7 万円 (+23.4%)	7.1 % <※ 道路の改修・維持補修が増えた >
消防費 (県央広域事務組合負担金)	9 億 1,244 万円 (- 3.3 %)	3.8 %

議員提出議案



▶ 学校給食の完全無償化を求める請願 採択(全会一)

北本市では、令和6年3月までの給食の無償化は既に決まっています。それ以降も、物価高騰などによる保護者負担の軽減に努めて欲しいと求めるものです。国の責任で無償化に取り組み地方自治体への財政措置を講じるよう、国への意見書も提出しました。

▶ 西後保護地区周辺(南小の周辺)の緑地の保全を求める請願 不採択(8対11)

北本市では、雑木林などを“保護地区”や“緑地”として保全に努めています。けれど、雑木林はほとんどが民有地ですので、相続税の納付が負担となって売却されたり、宅地として開発される傾向があります。市内の雑木林は急速に減少しています。自然を守り住みやすいまちにしたい、という市民の切なる思いが詰まった請願でした。

私は、請願の趣旨は市の方針に沿うもので、採択と判断しました。しかし、民有地である雑木林の、適切な保全・活用には、関係する市民と行政の協力体制が重要と考えます。



金森すみ子の一般質問



療育(発達支援)への取り組みについて

問 1 障がいのあるお子さんやその可能性のあるお子さんの特性を、早期に捉え必要な療育を受けられる体制を充実させる事は、子ども自身の将来の生きやすさに繋がります。児童発達支援センターが担う療育では、お子さんたちにどのような効能が得られていますか。療育を必要としている家族は、希望通り利用できていますか。

問 2 就学時には、学校との連携も必要ですが、どのような状況ですか。



答 1 本施設では、お子さんの状態を保護者が理解し受け止められるよう、職員が保護者を援助し、お子さんの小さな成長を共有していくことで、家庭でのスマールステップの働きかけに繋げています。遊びを通して友達との関わりも促し、集団での生活に慣れることへと繋げています。新たな利用希望者や利用日数を増やしたい方が4名程いる状況で、今後、更に需要が高まると推測され、受け入れの在り方について検討していきたいと考えます。

答 2 教育委員会では、児童発達支援センター利用保護者が安心して学校に通わせられるよう、毎年就学に向けて学習会や就学相談を行っています。希望があれば保育所等に伺い、お子さんの行動観察の上考えられる支援策について提案しています。

(要望) 療育が不十分であると、保護者の就労が制限されたり、兄弟姉妹がヤングケアラーになる等も心配されます。市が療育を通して対象者をしっかりと支援できれば、保護者や兄弟姉妹の生活も安定し良い循環が生まれてきます。療育環境の改善を求めます。また、昨年請願されている、福祉関連情報を取得しやすい市ホームページづくりについても、早期に進めて下さい。



その他の質問

- 1 型糖尿病など投薬を必要とする児童生徒の校内対応について
- 断熱対策による学校環境の改善について